

【現状と課題】

DVやセクシュアル・ハラスメント、性犯罪・性暴力、売買春などは、重大な人権侵害で、男女共同参画の推進を阻むものであり、その被害者の多くは女性です。

平成31年度(2019年度)に実施した男女共同参画に関するアンケート調査の結果を見ると、最近の5年間における配偶者や交際相手などからの暴力の経験の有無の問いにおいて、「ある」と回答した女性は9.4%でした。

DVが起きている家庭では、子どもに対する暴力が同時に行われたり、DV被害者が加害者に対する恐怖心から子どもへの暴力を制止できなくなるなど、児童虐待と密接に関連している場合もあり、令和元年(2019年)6月に児童福祉法等が改正され、配偶者暴力相談支援センターと児童相談所がより連携を強化して対応することが求められています。

子どもに対する暴力については、根絶するための予防・啓発等の充実を図るとともに、被害を受けた子どもに対しては関係機関と連携した支援を行うなど、未来を担う子どもたちが健やかに成長することができるよう、安全で安心して暮らすことのできる環境づくりが必要です。

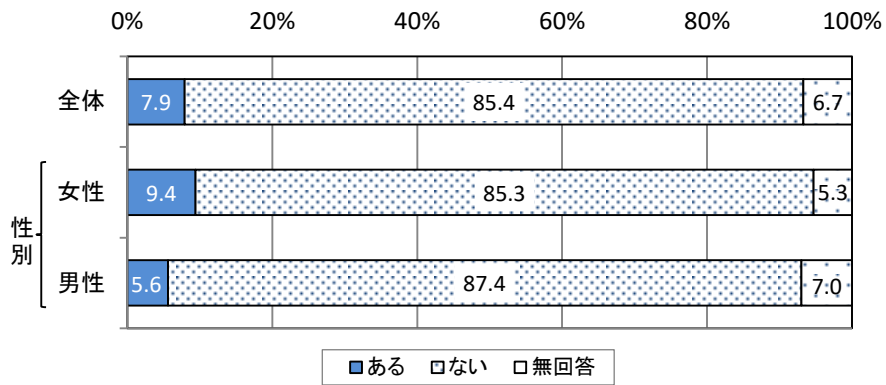
また、近年、ストーカー行為等の被害が深刻な社会問題となっており、SNSなどのコミュニケーションツールの広がりにより女性に対する暴力が多様化、複雑化するとともに、その被害者も低年齢層まで及んでいます。

さらに、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、社会的な閉塞感も相まって、家庭内の暴力の増加や深刻化に見られるように、女性に対する暴力の助長が懸念されます。

国においては、令和2年(2020年)6月に「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」が決定され、令和2年度(2020年度)から3年間で性犯罪・性暴力対策の「集中強化期間」とし、被害申告・相談をしやすい環境の整備、切れ目のない手厚い被害者支援の確立、教育・啓発活動を通じた社会の意識改革と暴力予防などを図ることが示されたところです。

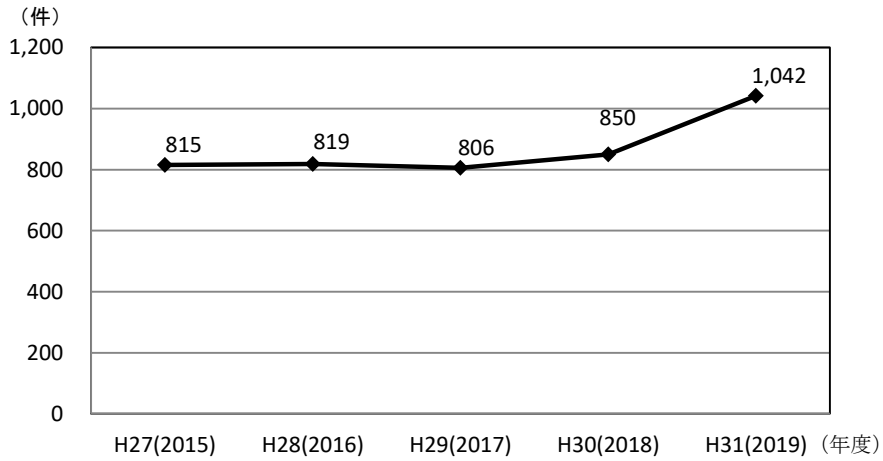
男女共同参画社会の実現を阻む重大な人権侵害に対し、暴力を許さない市民意識の醸成、非常時にも機能する相談支援体制の充実、相談窓口の周知徹底により一層取り組む必要があります。

配偶者や交際相手からの暴力の経験の有無(過去5年間)



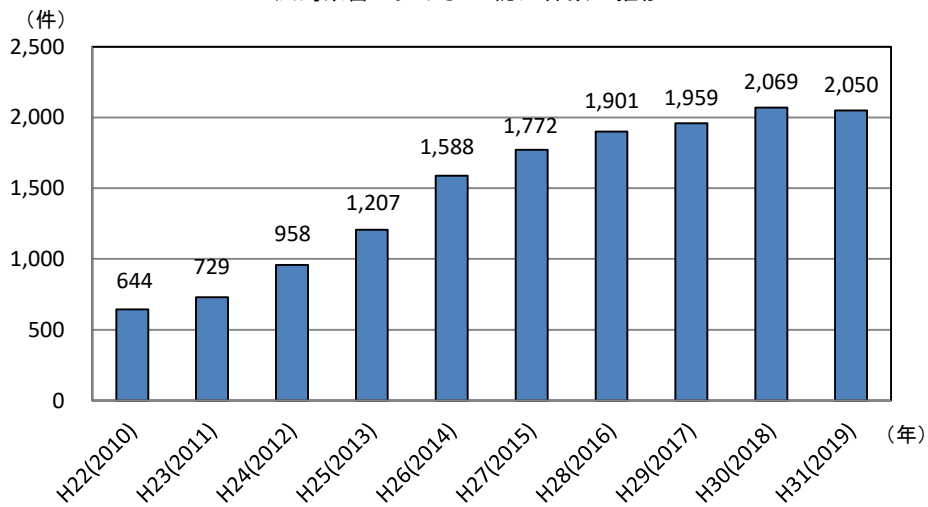
「広島市男女共同参画に関するアンケート調査(平成31(2019)年度)」

広島市配偶者暴力相談支援センターにおけるDV相談件数の推移



「広島市調べ」

広島県警におけるDV認知件数の推移



「広島県警調べ」

女性に対する暴力は、女性の人権を踏みにじるもので決して許されるものではなく、それが社会的な問題であるという認識を広く浸透、徹底させるための啓発を行うとともに、相談体制の充実を図ります。

(1) 女性に対するあらゆる暴力についての実態把握と対応

ア 実態の把握

関係機関・団体との情報交換等を通じ、女性に対するあらゆる暴力の実態を把握します。

イ 相談体制の充実

性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターとの連携を強化し、同センターを始めとした相談機関の周知を徹底し、女性に対するあらゆる暴力についての相談体制の充実を図ります。

(2) 啓発の推進及び教育・学習の充実

ア 広報・啓発の実施

女性に対する暴力についての広報や関係法令の周知などにより、より効果的な啓発方法を適宜検討しながら、女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた啓発を推進します。

イ 人権尊重についての教育や学習の充実

女性に対する暴力が決して許されるものではなく、社会的な問題であるという認識を深めるため、学校教育や社会教育などあらゆる機会を通じて、人権尊重についての教育・学習の充実を図ります。

(3) 女性に対する暴力のない安心して暮らせるまちづくりの推進

ア 市民の活動への支援

安心して暮らすことのできるまちづくりに向けた市民の自主的な活動への支援を行います。

イ 警察など関係機関との連携

安心して暮らすことのできるまちづくりのため、警察など関係機関との連携を図ります。

<主な取組>

取 組	所 管 局
暴力被害相談センターの運営(1-(1)-イ)	市民局
婦人相談事業(1-(1)-イ)	市民局
「減らそう犯罪」推進事業(1-(2)-ア)	市民局
「女性に対する暴力をなくす運動」の実施(1-(2)-ア)	市民局
地域安全活動事業補助(1-(3)-ア)	市民局

基本施策

2 配偶者等からの暴力の防止と被害者への支援の充実

【DV防止法に基づく市町村基本計画】

DVは、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害です。DVに関する正しい理解の促進を図るとともに、被害者の早期発見、早期対応につなげるため、相談窓口の周知に努めます。

また、配偶者暴力相談支援センター（以下「DVセンター」）という。）と関係機関の連携強化を図り、被害者に対する相談支援や保護体制の充実、自立支援に向けた取組を行います。

(1) 配偶者等からの暴力を許さない市民意識の醸成

ア 教育・啓発の推進

DVは、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、DVに関する正しい理解の促進に向けて、より効果的な啓発方法を適宜検討しながら、様々な広報媒体の活用や各種団体との連携など、市民の意識を変えていくための広報活動を充実し、市民を対象とした研修会、講演会を開催するなど、きめ細かい啓発活動を推進します。

また、学校教育、社会教育における男女の人権尊重の意識を高める教育、学習をより一層推進し、特に、デートDVの防止や将来のDVの防止のためには、若年層に対してこれらの問題について考える機会を提供することが有用であることから、若年層に対する教育・啓発に取り組むとともに、指導する立場にある教職員等に対する周知・啓発を図ります。

イ 通報や相談窓口に関する情報提供

DVに関する通報や相談窓口を、広く市民に周知します。

また、地域などで相談を受ける中で被害者を発見しやすい立場にある人権擁護委員、民生委員・児童委員等、被害者と接する機会が多い福祉事務所等の市の機関及び学校、幼稚園、保育園等の関係機関の職員、日常の業務を行う中で被害者を発見した場合には通報することができるとされている医療関係者に対し、DV防止法の趣旨に沿って通報等が行われるよう周知します。

ウ 加害者に対する取組

加害者を更生させるための有効な指導方法については、未解明な部分が多く、場合によっては、被害者にとって危険なものになり得ることについても十分留意しながら、国の調査研究等の動向を注視するとともに、情報収集等に取り組めます。

なお、更生に向けての加害者からの相談については、精神保健福祉センターなどの関係機関と連携しながら対応します。

(2) 被害者への相談支援の充実

ア 相談支援の充実

DVセンターにおいて、各区福祉事務所等と連携した相談支援に取り組むとともに、弁護士と連携した法律相談を実施し、被害者の精神的安定及び自立のために、臨床心理士などによるカウンセリングを実施します。

このほか、男性被害者が相談しやすい環境となるよう、男性被害者に対する理解を促進します。

また、被害者が外国人、障害者等であることによって、支援を受けにくいことのないよう、それぞれの被害者の立場に立った配慮が必要であることから、外国語版や障害者に配慮したリーフレットなどにより、状況に応じた適切な情報提供や助言を行うとともに、公益財団法人広島平和

文化センターや各区福祉事務所等と連携して、外国語通訳・手話通訳を活用した相談を受けられる体制を備えます。

イ 相談機関相互の情報共有

被害者からの相談に関し、各相談機関の情報を共有し連携して対応するため、関係機関連絡会議を毎年開催し、情報交換・情報共有や事例検討等を行います。

ウ 相談員等の資質向上及び研修の充実

DVの特性、被害者の心のケア、相談手法等について相談員の知識と技術の向上を図る研修を実施します。

また、相談員自身が、二次受傷（被害者から深刻な被害状況等について多くの話を聞くうちに、自ら同様の心理状態に陥ること）などにより心の問題を抱えることがないように、スーパーバイザー等による相談員の研修を実施します。

さらに、被害者が、相談や保護、支援などに携わる職員などの不適切な対応により二次的被害（相談や保護等の過程において、DVの特性や被害者の置かれた立場を理解しない職務関係者の不適切な言動で更に傷つくこと）を受けることのないよう、窓口業務に携わる職員等に対して、DVの特性の理解や、被害者の秘密の保持、被害者の安全への配慮などについての研修を実施します。

(3) 被害者の保護体制の充実

ア 被害者の安全の確保

DVセンターにおける県婦人相談所や警察への同行支援のほか、県婦人相談所での一時保護が困難な場合に宿泊等を含む緊急的な保護を実施するなど、被害者の安全確保に努めます。

また、加害者から被害者を保護する観点から、関係機関が連携して被害者の情報管理を徹底します。

イ 保護命令制度への対応

DVセンターにおいて、保護命令制度の利用について、被害者に対し、情報提供や保護命令の申立てについての助言を行うとともに、書面作成援助や地方裁判所への同行支援を行います。

また、子どもへの接近禁止命令が発令された場合には、学校、幼稚園、保育園等において適切な対応が必要となるため、保護命令制度について、関係機関への周知を徹底します。

(4) 被害者の自立支援の充実

ア 住宅の確保に向けた支援

一時保護所を退所した後、子どもの養育等を含め母子について心身の健康の回復や生活基盤の安定化と安心して社会生活を営むための支援が引き続き必要な場合には、母子生活支援施設等への入所の措置を行います。

また、住宅の確保のための各種制度や手続等についての情報提供を行います。

イ 就業に向けた支援

就業に関する相談に対応するとともに、ハローワークを始めとした関係機関と連携を図り、就業等に関する情報提供を行います。

ウ 経済的支援や生活支援

被害者の具体的な状況に配慮しながら、寄り添う視点を持って、生活保護や児童扶養手当など、

各種制度を活用して被害者の経済的支援を行うほか、子どもを含めた被害者の生活面での悩み等に関する相談など、自立に向けた支援を行います。

(5) 関係機関との連携の強化

ア DV対策関係機関相互の連携強化

被害者の早期発見や自立支援に向けた連携先となる関係機関に対し、関係機関連絡会議への参加を働き掛け、一層の連携強化を図ります。

また、今後の生活への不安や精神的な不調を抱え、様々な手続を行う被害者の負担を軽減するため、DVセンターにおいて、適切な機関の紹介を行うとともに、必要に応じて関係部局の職員が出向くなどの調整を図り、円滑な支援を推進します。

イ 児童虐待関係機関との連携強化

面前DV等の心理的虐待を含む児童虐待に対応するため、DVセンターと児童相談所での相互の情報共有の仕組みや連携体制を整備し、児童虐待の早期発見やDV被害者の安全な保護を行います。

また、DVセンターの要保護児童対策地域協議会への参加により、関係機関間のより一層の連携強化を図ります。

ウ 高齢者虐待対策関係機関との連携強化

DVのうち、高齢者虐待に該当する事案に対応するため、DVセンターと高齢者虐待対策の関係機関との連携を強化します。

エ 支援制度等の共有化の促進

被害者の負担の軽減を図るとともに、効果的な支援策を実施するために、関係する機関で支援制度等の情報の共有化を図り、切れ目のない支援を行います。

<主な取組>

取 組	所 管 局
DV防止啓発リーフレット等の作成(2-(1)-ア)	市民局
デートDV防止対策(2-(1)-ア)	市民局
DV防止対策に関する市民向けセミナーの実施(2-(1)-ア)	市民局
中学生向け男女共同参画啓発用冊子の作成(2-(1)-ア)	市民局
配偶者暴力相談支援センターの運営(2-(2)-ア)	市民局
ドメスティック・バイオレンス(DV)対策関係機関連絡会議の開催(2-(2)-イ)(2-(5)-ア)	市民局
相談員研修会の実施(2-(2)-ウ)	市民局
窓口業務に携わる職員等への研修会の実施(2-(2)-ウ)	企画総務局
住民基本台帳の閲覧等の制限(2-(3)-ア)	企画総務局
民間シェルター支援(2-(3)-ア)	市民局
母子生活支援施設への入所措置(2-(4)-ア)	こども未来局
身元保証人確保対策事業(2-(4)-ア)	こども未来局
市営住宅入居に係る優遇措置の実施(2-(4)-ア)	都市整備局
母子家庭等就業支援事業(再掲)(2-(4)-イ)	こども未来局
児童扶養手当の支給(再掲)(2-(4)-ウ)	こども未来局

母子・父子自立支援員による相談（再掲）(2-(4)-ウ)	こども未来局
こども家庭相談コーナー運営（家庭児童相談事業）（再掲）(2-(4)-ウ)	こども未来局
ひとり親家庭等日常生活支援事業（再掲）(2-(4)-ウ)	こども未来局
要保護児童対策地域協議会の開催(2-(5)-イ)	こども未来局

基本施策	3 セクシュアル・ハラスメントの防止と被害者への支援の充実
------	--------------------------------------

様々な場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止のための取組を推進し、被害者への支援に取り組めます。

(1) 防止対策の推進

ア セクシュアル・ハラスメントの防止対策

セクシュアル・ハラスメントについての認識を深めるため、事業者や労働者に対する啓発や情報提供を行います。

イ 市職員や教員に対する研修の充実と指導の徹底

本市におけるセクシュアル・ハラスメントを防止するため、職員や教員に対する研修の充実と指導の徹底を図ります。

(2) 被害者への支援

ア 相談体制の整備、充実

セクシュアル・ハラスメントに関する相談窓口を周知するとともに、労働局など関係機関と連携することにより、セクシュアル・ハラスメントの被害者を支援するための相談体制の整備・充実に向けた取組を推進します。

＜主な取組＞

取 組	所 管 局
事業所向け男女共同参画支援講座の開催（再掲）(3-(1)-ア)	市民局
事業所等への情報提供サイトの運営（再掲）(3-(1)-ア)	市民局
セクシュアル・ハラスメント等の防止に関する職員研修の実施(3-(1)-イ)	企画総務局
セクシュアル・ハラスメント等の防止に関する教職員研修の実施(3-(1)-イ)	教育委員会
男女共同参画推進センターにおける女性のためのなんでも相談の実施（再掲）(3-(2)-ア)	市民局

関係機関等と連携して、女性や子どもに対する性犯罪・性暴力、売買春などの根絶に向けた対策を進め、暴力のない安心して暮らすことのできる環境づくりに取り組みます。

(1) 女性に対する性犯罪・性暴力や売買春、ストーカー行為などの根絶に向けた対策の推進

ア 防止に向けた啓発の推進

女性に対する性犯罪・性暴力、リベンジポルノ、売買春、ストーカー行為などについての広報や、関係法令の周知などを通じて、根絶に向けた啓発を推進します。

(2) 子どもに対する性犯罪・性暴力などの根絶に向けた対策の推進

ア 防止に向けた教育・啓発や防犯・安全対策の推進

子どもに対する性犯罪・性暴力、児童ポルノなどへの対策を強化するため、学校における教育内容の充実に努めるとともに、関係機関が連携し広報・啓発活動に努めます。また、地域においては、通学路や公園等における防犯・安全対策に取り組みます。

イ 早期発見・早期対応と被害を受けた子どもへの支援

児童相談所や学校、保育園等の関係機関の連携により、早期発見・早期対応に努めるとともに、性暴力被害を受けた子どもに対する支援に取り組みます。

<主な取組>

取 組	所 管 局
「女性に対する暴力をなくす運動」の実施（再掲）(4-(1)-ア)	市民局
子どもの安全対策推進事業(4-(2)-ア)	教育委員会
安全教育推進事業(4-(2)-ア)	教育委員会

施策の指標

指 標	単 位	現状値 (年度)	目標値 (期限 (年度))
DV被害を受けた人のうち、だれ（どこ）にも相談しなかった人の割合を減らす	%	26.7 (H31(2019))	計画策定時の 実績値以下 (R7(2025))
DVの相談窓口を知っている人の割合を増やす	%	女性 49.7 男性 41.1 (H30(2018))	計画策定時の 実績値以上 (R7(2025))
過去1年以内に暴力を受けた女性被害者の割合を減らす	%	4.8 (H31(2019))	計画策定時の 実績値以下 (R7(2025))

※ 「計画策定時の実績値」は、令和2(2020)年度実績値を指す。

関連するSDGs

